

■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名) 県営経営体育成基盤整備事業	事業主体 県
-------------------------------	--------

■事業の目的

意欲と能力のある経営体が活躍できる条件を整備し、これらの経営体が農業生産の大部分を担う農業構造を確立することで、「攻めの農業」を実現する。

■事業のポイント

- 受益面積 20ha 以上で実施が可能（中山間地域は 10ha 以上）
- 高率補助事業（国 50（55）%、県 27.5%）※（ ）内は中山間地域
- ソフト事業（農業経営高度化支援事業）と連動させることで、地元負担の軽減可能

■事業内容

① 農業生産基盤整備事業	
(1) 農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
(2) 農道	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
(3) 客土	農用地につき行う客土 又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材の投入等
(4) 暗渠排水	農用地につき行う暗渠の新設、廃止又は変更又は心土破碎工
(5) 区画整理	農用地等の区画形質の変更
② 農業生産基盤整備附帯事業（土壌改良剤投入、交換分合など）	
③ 営農環境整備事業（集落道、親水・景観保全施設、生態系保全施設など）	
④ 農地整備事業に係る実施計画等の策定	

※①の(1)～(5)のうち2つ以上の事業を実施((4)、(5)は単独でも可)

※上記事業と密接な関連のある②、③を実施

■対象地域 県下全域（原則として農振農用地区域）

■採択要件

地区の目標とする集積要件等により、下記の表に区分される。

※（ ）書き数値は農山漁村地域整備交付金（国事業）を使用した場合

【一般型】 [農業競争力強化基盤整備事業]	
・事業完了時に担い手の経営面積のシェアを以下のとおり増加させること	
1) シェア 40%(20%) 未満	→シェア 50%(30%) 以上へ
2) シェア 40%(20%) 以上～50% 未満	→シェア 10 ポイント以上引上げ
3) シェア 50% 以上～55% 未満	→シェア 60% 以上へ
4) シェア 55% 以上～90% 未満	→シェア 5 ポイント以上引上げ
5) シェア 90% 以上～95% 未満	→シェア 95% 以上へ
6) シェア 95% 以上	→シェア 引き上げ

<p>【面的集積型】 [農業競争力強化基盤整備事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了時において、担い手への農地面的集積率を以下のとおり増加させること 1) シェア 23%(13%)未満 →シェア 30%(20%)以上へ 2) シェア 23%(13%)以上～35%未満 →シェア 7ポイント以上増加 3) シェア 35%以上～38.5%未満 →シェア 42%以上へ 4) シェア 38.5%以上～63%未満 →シェア 3.5ポイント以上増加 5) シェア 63%以上～66.5%未満 →シェア 66.5%以上へ 6) シェア 66.5%以上 →シェア引き上げ
<p>【農地所有適格法人育成型】 [農業競争力強化基盤整備事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了時において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること ①農地所有適格法人が存在しない地区 →事業完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。 ②農地所有適格法人が存在する地区 →事業完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。 ・事業完了時に、農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が50%(30%)以上となることが確実に見込まれること。
<p>【中山間傾斜農地型】 [農業競争力強化基盤整備事業] (採択期間：令和3年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記に定める要件をすべて満たすこと ①中山間地域で、主傾斜1/100以上の農地が50%以上 ②高収益作物の面積割合が3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上 ③集積等の要件は上記「一般型」、「面積集積型」、「農地所有適格法人育成型」のいずれかの内、農山漁村地域整備交付金の数値（()書き）を満足すること。

活用する国の事業

事業名(国)	農業競争力強化基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金事業
受益面積要件	20ha以上(中山間地域10ha以上)	20ha以上
集積要件等	下記のいずれか ①担い手農地利用集積率50%以上 ②担い手農地集約化率30%以上 (1ha以上の農地) ③農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が50%以上	下記のいずれか ①担い手農地利用集積率30%以上 ②担い手農地集約化率20%以上 (1ha以上の農地) ③農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が30%以上
	うち、中山間傾斜農地型 ・中山間地域で主傾斜1/100以上の農用地が50%以上 ・農地集積率30%以上(要件緩和) ・高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上 ・採択期間：H29年度～R03年度まで	

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50（55）%、県：27.5%、市町村等：22.5（17.5）%

事業内容の④にあつては、国：50%、県：50%

※（ ）内は中山間地域：特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、
地域棚田指定

■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名) 農業経営高度化支援事業（ソフト事業） （中心経営体農地集積促進事業）	事業主体 市町村 土地改良区
---	----------------------

■事業の目的

地域の中心となる経営体への農地集積等や高収益作物の作付増加に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図る。

■事業のポイント

- 最大で事業費の12.5%相当の助成があり、地元負担の軽減が可能

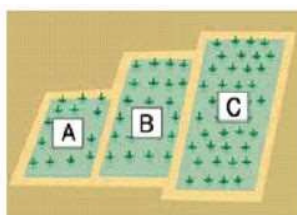
■採択要件、助成・加算内容

【中心経営体農地集積促進事業】

県営経営体育成基盤整備事業の全ての型で実施可能

対象ハード	経営体育成基盤整備事業	
	農業競争力強化基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金事業
助成条件と割合	○中心経営体へ55%以上集積 ○助成割合：5.5～8.5%	○中心経営体へ35%以上集積 ○助成割合：3.5～7.5%
加算条件と割合	○中心経営体へ集積する農地面積の8割以上が1ha以上の面的に集約化(※) ○加算割合：1.0～4.0%	設定なし
備考	最大12.5%の事業費軽減	最大7.5%の事業費軽減

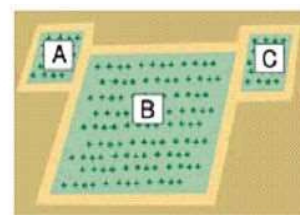
※「1ha以上の面的に集約化(※)」とは、農地が隣接している場合や道水路で接続している場合を言う



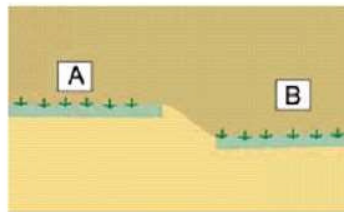
2筆以上が畦畔で接している



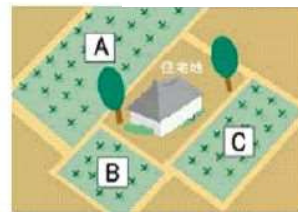
2筆以上が道路又は水路で接続し



2筆以上が各々一隅で接続し、作業に支障が無い



農地の段差が作業に影響しない



2筆以上が耕作者の宅地に接続している

【中山間担い手育成支援事業】採択期間：R3 年度まで

経営体育成基盤整備事業の内、「中山間傾斜農地傾斜型」のみ実施可能

中心経営体の受益面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合	助成割合※1
+ 20%以上	7.5%
+ 15%以上 + 20%未満	6.0%
+ 10%以上 + 15%未満	4.5%
+ 5%以上 + 10%未満	3.0%

※1) 助成額：中心経営体の受益面積率に相当する総事業費×助成割合

注) 経営体育成基盤整備事業「中山間傾斜農地型」で採択を受ける地区は農業経営高度化支援事業（ソフト事業）の【中心経営体農地集積促進事業】又は【中山間担い手育成支援事業】のどちらかを選択し、助成を受けることが可能

■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区

- 負担区分：国50（55）%、市町村等50（45）% ※（）内は中山間地域

※県営事業かつ農地中間管理事業重点推進地域及び農地中間管理事業重点推進地域に指定されることが確実と見込まれる地域

負担区分：国50（55）%、県50（45）%

■地元負担軽減イメージ（農業競争力強化基盤整備事業の場合）

国	県	地元	
		市町村	農家
50% (55%)	27.5%	10%	12.5% (7.5%)

（ ）は中山間地域

【負担率】
国：50%
市町村：50%

ハード整備に係る負担軽減のため、中心経営体への集積率に応じ促進費を助成（面的集積8割以上で加算措置あり）

助成			+		加算		計
条件	割合		条件	割合			
中心経営体への集積率	85%以上	8.5%	中心経営体に集積された面積の8割以上を面的に集約	4.0%	=	12.5%	
	75~85%	7.5%		3.0%		10.5%	
	65~75%	6.5%		2.0%		8.5%	
	55~65%	5.5%		1.0%		6.5%	

【例】中心経営体への集積率 85%以上かつ面積集積が 8 割以上かつ農地中間管理事業重点推進地域の場合（平場）

国	県	地元	
		市町村	農家
50%	27.5%	10%	-
+6.25%	+6.25%	-	-

実質農家負担なし

■その他

【経営体育成促進事業】

- ・事業内容：農用地の改良又は造成に係る事業費の10%以内の無利子貸付
(農家負担金が年度事業費の12%以下の場合は、当該負担金の5/6以内)
- ・事業実施主体：貸付対象者
- ・採択要件等：本体事業の集積、集約要件等を満たすこと

■ほ場整備（大区画化による担い手への農地集積・集約の推進）

（事業名）	事業主体	県
県営経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）		

■事業の目的

機構が借り入れている農地において、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに大区画化等の基盤整備を実施することで、令和5年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割（国目標）となるよう農地集積を推進する。

■事業のポイント

- 農業者の同意が不要
機構は農地中間管理権を設定する際、貸付の相手方に転貸する際に本事業が行われることを説明し同意の上、契約を行う
- 農家負担が不要
全額国費による推進費により、農家負担を伴わず事業が可能
- 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金が発生（転用防止）

■事業内容

◇農地整備

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等

付帯事業：機構集積推進事業（推進費）等

【推進費は事業費の12.5%（7.5）（全額国費）】

◇実施計画策定等 内容：計画策定等【実施期間：2年以内】

■採択要件

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 受益面積10ha以上で実施が可能（中山間地域は5ha以上）
（団地の最小面積は1ha（中山間地域等は0.5ha）の連担化した農地）
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上
- 事業対象農地の8割以上の農地を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹10年）に20%以上向上

<収益性に係る細部要件>

集積・集約化要件	収益性の要件
集積・集約化率が概ね 50 ポイント以上増加する	<ul style="list-style-type: none"> ・販売額 20%以上の向上 もしくは、 ・生産コスト 20%以上の削減、 かつ、米の生産コスト概ね¥9,600 円/60kg 以下
集積・集約化率が概ね 50 ポイント以上増加しない	<ul style="list-style-type: none"> ・販売額の 20%以上の向上 もしくは、 ・生産コストの 20%以上の削減、 かつ、米の生産コスト概ね¥9,600 円/60kg 以下 または、生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね 8 割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね 10%以上向上 または、同割合が概ね 5 割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね 50%以上増加

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国 62.5%（50%+12.5%又は55%+7.5%）

※機構集積推進事業（推進費）として12.5%（7.5%）助成

県 27.5%、市町村 10%

農家負担無

■ほ場整備（機構関連事業との一体施行による区画整理）

(事業名)	事業主体 県
県単経営体育成基盤整備事業	

■事業の目的

農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という）を行う地域で、実施要件となる農地中間管理権の設定期間（15年間以上）及び、団地要件（1ha以上（0.5ha以上））を満足できず、事業対象農地とならない農地が機構関連事業区域内に存在することで、十分な区画整備が行えない状況を避けるため、本事業を活用し一体的な施行を行い、担い手の利用しやすい区画整理を実施する。

■事業のポイント

- 農地中間管理権の設定期間は、県営土地改良事業の施行申請日において4年以上とする
※機構関連事業は採択時に15年間以上の設定が出来ない農地は対象外
- 各団地要件は機構関連事業の農地も含め、おおむね0.3ha以上（0.2ha以上）のまとまりを有する農地とする
※国の各団地要件は1.0ha（0.5ha）
- 所有者が農地転用した場合等には特別徴収金が発生（転用防止）

■事業内容

◇農地整備

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等

■採択要件

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 事業対象農地を構成する各団地は0.3ha（中山間地域等は0.2ha）のまとまりを有する農地で構成されること
- 農地中間管理権の設定期間が、県営土地改良事業の施行申請日において4年以上の農地中間管理権の設定期間があること

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県90%、市町村10%

■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名)	事業主体 県
県営農業基盤整備促進事業（ 定率 ・定額助成）	

■事業の目的

既に区画が整理されている農地の畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水の整備を行うことで、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進し、農業競争力の強化を図る。

また、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を加速するための耕作条件の改善を図る。

■事業のポイント

- 定率助成では、農地中間管理事業重点推進地域に関わることで地元負担金が不要（国費・県費 100%助成）
- さらに定率助成では、農地中間管理事業重点推進地域に関わることで、借り手の多様なニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備も実施可能
- 定額助成では、助成単価は事業費の 1/2 程度
また、農業者施工を組み入れることが必要
- また定額助成では、中心経営体に集約される農地は助成単価が 2 割加算
- さらに定額助成では、中山間地域かつ農地中間管理事業重点推進地域に関わることで国の助成単価に中山間地域型加算（県定額）
- 土地改良法手続きが不要
- 農業基盤促進事業に比べ優先採択が見込まれる〔農地耕作条件改善事業〕

■事業内容

【地域内農地集積型】

◇定額助成

工 種	一般型		中山間地域型 による加算
	助成単価(国)	中心経営体集約化農地※ ₂	助成単価(県)
田・畑の区画拡大 【畦畔除去、均平作業など】 水路の変更を伴う※ ₁	省 略	助成単価の2割増	一般型助成単価と同額
暗渠排水			
湧水処理			
末端畑地かんがい施設の整備			
客土			
除礫			

※₁：「水路の変更」とは用排水路の管水路化などを言う

※₂：「中心経営体へ集約する農地（1ha以上の纏まり）」

「集約する農地（1ha以上の纏まり）」：農地が隣接する場合や道水路で接続している場合。

◇定率助成

事業種類	備考
1) 定額の事業種類と同様 2) 農作業道 3) 農用地の保全 4) 管理省力化支援 5) 品質向上支援 6) 営農環境整備支援	定率助成事業の2)～6)は、1)の事業種類と併せて実施する。 また、1)の事業で県営の受益面積要件を満足すること。

【高収益作物転換型】

◇定率助成

事業種類	備考
1) 定額の事業種類と同様 2) 農作業道 3) 農地造成 4) 農用地の保全 5) 営農環境整備支援 6) 管理省力化支援 7) 品質向上支援 8) 条件改善促進支援 9) 高収益作物導入支援	定率助成事業の2)～9)は、1)の事業種類と併せて実施する。 また、1)の事業で県営の受益面積要件を満足すること。

■対象地域

- ・ 県下全域（原則として農振農用地区域）
- ・ かつ農地中間管理事業重点実施地域及び重点実施地域の指定が確実と見込まれる地域[農地耕作条件改善事業]

■採択要件

下記のすべてを満たすこと。

- ・ 1地区当たりの事業費の合計が2百万円以上であること
- ・ 1地区当たりの受益戸数2戸以上であること
- ・ 1地区当たりの受益面積20ha（5ha）以上であること
中山間地域にあっては、10ha（5ha）以上であること
（ ）書きは高収益作物転換型の面積要件
- ・ 高収益作物転換型においては受益地内の作付面積のうち、1/4以上を新たに高収益作物に転換すること
※中山間地域：特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯
- ・ 下記計画を策定していること

農業基盤整備促進事業	農地耕作条件改善事業
農業基盤整備計画	農地耕作条件改善計画

■事業主体及び負担区分

事業主体：県（参考：市町村、土地改良区、農地中間管理機構も事業主体となれる）

負担区分：

定率助成	国50%(55) 県50%(45) ※（ ）内は中山間地域の場合
定額助成	国【定額】、 県【定額加算】（中山間地域型の場合） ※事業費の1/2程度の農業者施工等が必要

■事業地区の設定と設定工期

- ・ 複数市町村を跨いで地区設定可能（県営は20ha（中山間地域にあっては10ha）を確保）
※高収益作物転換型は5ha
- ・ 事業工期は最大5年（ハードは最大3年）